

○財務省告示第三百四十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

七						八						
イ			ロ			イ			ロ			
払込金						払込金						
行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	
入	札	格	第	参	市	入	札	格	第	参	市	
札	格	第	参	市	場	札	格	第	参	市	場	
発	競	I	加	場	行	発	競	I	加	場	行	
					千							
					百							
					二							
					億							
					九							
					千							
					三							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							
					千							
					百							
					九							
					十							
					二							
					億							
					三							

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4 \times 33}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に、その利息に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国籍の人である場合は、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける者又は外国籍の人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができ

十四 初期利息

平成二十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利息

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利息を支払う。平成四十六年九月二十日額面金額百円につき百円

十六 償還金限度額

償還金限度額

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
六 か
年 ら
十 通
月 知
二 を
十 受
三 け
日 た
者